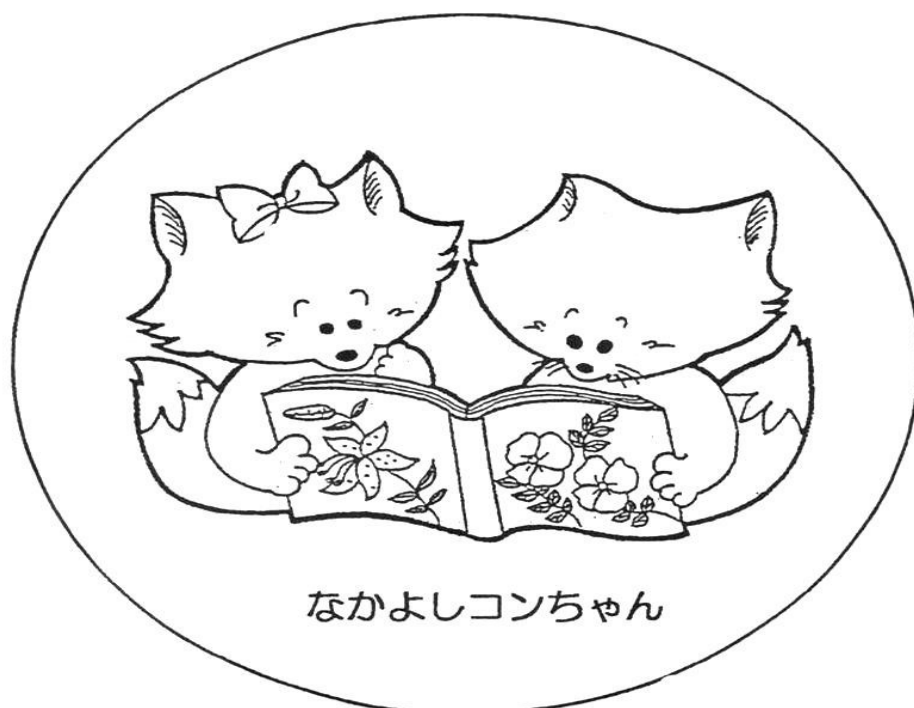


第2次小清水町子ども読書活動推進計画

令和5年度～令和9年度



令和 5 年 3 月
小清水町教育委員会

目 次

《Ⅰ. 第2次小清水町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方》

1. 計画の目的と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 第1次計画期間における成果と課題・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

《Ⅱ. 子どもの読書活動推進のための方策》

1. 家庭・地域・学校等における子ども読書活動の推進・・ 2
2. 子どもの読書活動を支える環境づくり・・・・・・・・ 4
3. 子どもの読書活動の普及啓発・・・・・・・・・・・・ 5
- ・注・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

《資 料》

- 1 図書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 学校図書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 15
- 4 文字・活字文化振興法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律・・ 20
- 6 学校図書館図書標準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 7 学校図書館ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

《Ⅰ. 第2次小清水町子ども読書活動推進計画の基本的な考え方》

1. 計画の目的と意義

国は、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{*1}において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体でその推進を図っていく必要を示した上で、平成14年8月には、同法第8条第1項の規定に基づき、子どもの読書推進に関する施策の基本方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行により、図書館の予算や職員の確保等、公立図書館を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、情報化の進展や様々なメディアの発達・普及などを背景として、子どもの読書離れが指摘されており、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大による公立図書館や学校図書館の利用制限、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化する中、国は、GIGAスクール構想^{*2}により、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携の推進を始めました。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)^{*3}の制定により、公立図書館等と並んで学校図書館でも、視覚障害者等が利用しやすいメディアの充実と、円滑な利用のための支援が行われるよう、地方自治体が必要な施策を講ずることとなりました。

小清水町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、平成30年3月に「小清水町子ども読書活動推進計画」を策定し、この計画を基に子どもの読書活動を推進して来ましたが、令和4年度をもって5年間の計画期間が終了することから、今後5年間の子どもの読書活動推進に関する計画として、子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書を行うことができるように、地域全体で環境整備を図り機能させるため「第2次小清水町子どもの読書推進計画」を策定するものです。

2. 第1次計画期間における成果と課題

はじめての絵本事業^{*4}は、乳幼児と親の来館機会を大きく増加させているところであり、今後とも本に触れあう環境づくりを行っていくことが大切となりますので、さらに図書館の利用周知を図りながら継続した取り組みが必要です。

家庭や地域の取り組みとして行って来た「家読(うちどく)」^{*5}は、コロナ禍

の影響もあり、普段読書をする児童生徒の割合は減少傾向にあります。反面、携帯式のゲームやスマートフォンのゲーム、テレビゲームをする児童生徒の割合に増加傾向があり、家庭・地域全体的な浸透には至っていません。読書習慣の定着に向けた取り組みが必要です。

本に興味を持つ機会を提供するために図書館司書が行って来た、ブックトーク^{*6}やビブリオバトル^{*7}などは、図書館と学校の連携を取りながら今後も継続して取り組むことが必要です。

子どもたちの読書習慣定着のきっかけ作りに、「子ども読書の日」^{*8}「こどもの読書週間」^{*9}などに子ども向けの事業を実施していますが、来館のきっかけとはなっていますが、図書の利用には結びついていません。引き続き事業に取り組むとともに、利用に結びつく事業の展開が求められます。

第1次計画期間ではコロナ禍において、子どもの読書環境が急激に変化し、国はGIGAスクール構想により、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携の推進を始めました。読書環境の変化にともない、地域全体で読書環境整備を図り機能させるための読書の普及啓発が望まれます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

《Ⅱ. 子どもの読書活動推進のための方策》

1. 家庭・地域・学校における子ども読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で取り組みを進める必要があります。そのためには、家庭・地域・学校等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、様々な取り組みを進めていくことが重要です。

①家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が意識して子どもの読

書活動の機会の充実を図るとともに、読書習慣の定着に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

特に、コロナ禍においては、図書館の利用が制限されたり、外出を控えたりするなど、家庭における読書のあり方は、一段と重要になりました。

このために、家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりする等家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことにより、子どもの成長に応じて読書活動を見守り、応援することが望めます。

また、ブックスタート^{*10}などの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められており、図書館においては、他の関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、保護者や家族で読書に親しむことができるような機会や場所を提供すること、家庭における読書の普及啓発が望めます。

【具体的な取り組み】

- 家読（うちどく）の積極的な推進
- 生活リズムチェックシート^{*11}（読書習慣編）の活用
- 家族揃って、図書館や書店へ出向くこと

②地域における子ども読書活動の推進

図書館は、子どもが家庭や学校以外において、気軽に読書を楽しんだり、学習をしたりすることのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。

図書館サービスの充実を効果的に図るとともに、関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所を提供することが必要です。また、情報と人を結びつけ、子どもから大人までの地域住民が交流できるまちづくりの拠点として地域の実態に応じた活用の場の創出が望めます。

さらには、学校における調べ学習や探究活動へ図書館職員が支援を行うなど、学校や学校図書館との連携をさらに進めていくことが期待されています。

【具体的な取り組み】

（図書館）

- 読み聞かせやおはなし会の開催など、本に親しむ活動の工夫
- 乳幼児や保護者を対象とした絵本や資料の充実
- 読み聞かせなどのボランティア団体の育成

(関係機関等)

- 読み聞かせなどを取り入れた子育てサークル活動の充実
- 読み聞かせなどのボランティア団体の育成

③学校等における子ども読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどをおして新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育所等では、幼児が様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、児童生徒が多くの語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動をおして学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

国のGIGAスクール構想では、これまでの教育実践とICT教育のベストミックスを図ることが求められており、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用を進めていく必要があります。

【具体的な取り組み】

- 「朝の読書」^{※12}などの一斉読書による、児童生徒の自主的、主体的な読書活動を推進する取組の実施、継続
- 読書習慣の確立や読書指導の充実
- 学校図書館の整備・充実
- 図書館との連携による読書活動の推進

2. 子どもの読書活動を支える環境づくり

子どもたちが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくため、読書活動を支える場所や機会を提供するなど、望ましい読書環境づくりが必要です。

読書活動を推進するための指導者の育成はますます重要になってきており、専門的な研修等に参加し、人材養成の充実に努めることが求められます。

【具体的な取り組み】

(図書館)

- 図書館担当職員及び学校図書館担当者による情報交換の実施
- 読書活動に関する研究協議や情報交換など研修機会の拡充

- 十分な図書資料の収集、特に青少年向けの図書の拡充や環境整備
- 関連機関との連携や読書に関するレファレンスサービスの推進
- 幼稚園、保育所、小中学校への団体貸出の充実
- 指定管理事業者が行う自主事業への推進支援
 - ・はじめての絵本事業
 - ・文芸作品コンクール 等
 (学校図書館)
- 自主的・主体的な学習活動や読書活動を展開
- 学校図書館の機能にあった図書や資料の充実

3. 子どもの読書活動の普及啓発

子どもの読書活動を社会全体で支えるために、より多くの大人が、図書館や図書の魅力について理解し、子どもたちを読書へと導けるようになることが重要です。

また、読書活動を充実するには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、読書活動の意識の啓発に向けた取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」だけでなく、年間を通して子どものための行事を開催
- 図書館まつり、おはなし会等の各事業について、図書館だより等を通じた情報発信
- 子どもたちに幅広い興味を持ってもらうため、司書等によるブックトーク事業の実施
- 児童生徒同士で本を紹介し合う、ビブリオバトルの実施

＝ 注 ＝

※1 **子どもの読書活動の推進に関する法律**

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

※2 **GIGA スクール構想**

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した文部科学省の施策。

※3 **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）**

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・文化の恩恵を受けられるようにするための法律

※4 **はじめての絵本事業**

小清水町では、指定管理者が行っているブックスタートに代わる事業。

※5 **家読（うちどく）**

家庭での読書をとおして、家族のコミュニケーションを図ろうという取り組みのこと

※6 **ブックトーク**

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

※7 **ビブリオバトル**

読んで面白いと思った本について、1人5分程度でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動。単に本を読むだけでなく、本の主題を的確に捉え、その魅力が伝わるように原稿をまとめ、発表する力が求められます。「読む・書く・話す・聞く」の四つの技能が鍛えられ、“自分で考える力”が磨かれていきます。

※8 **子ども読書の日**

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。

※9 **こどもの読書週間**

4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを

身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人（当時）読書推進運動協議会によって制定されたもの。

※10 **ブックスタート**

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本の読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと。

※11 **生活リズムチェックシート**

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間の確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。（道教委のホームページからダウンロードできる。）

※12 **朝の読書**

朝の十分間読書活動。始業時前に10分間、児童生徒教職員全員が本を読む活動。①教員を含めみんなでやる、②毎日実施する、③好きな本を読む、④ただ読むだけ（感想などを求めない）などを原則としている。